

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月22日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却水ポンプ(C)吸込圧力計検出元弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
2	3号機	換気空調補機冷却系サーブिस建屋冷凍機(A)の運転状態確認において、ホットガスバイパス弁の軸封部からのフロンの漏えい(警報発生)が認められたため、当該冷凍機を停止するとともに、フロンの漏えい量及び原因を調査。なお、当該冷凍機停止後、フロンの漏えい警報は停止。	G II	H25.12.4再審議にてグレード変更 G III→G II
3	4号機	原子炉系警報補助盤において、アラーム音が発生したため状況確認をしたところ、盤内無停電電源装置電源のアラーム表示灯(「バッテリー寿命予告」類似)が認められたため、当該盤内無停電電源装置電源を点検・調査。	G III	
4	その他	不適合管理委員会にて審議(7月2日、グレードG III 2件)した対応割当について、処置実施箇所への通知忘れが認められたため、該当処置Gに対応割当を通知するとともに対策検討。	G III	